

かわさきこども園・富岡幼稚園利用料等徴収基準額表(平成29年4月より適用)

国階層	階層区分	定義	教育認定									ひとり親世帯・在宅障害児のいる世帯等	同一世帯から2人以上の児童が入所している場合の取り扱い			
			3歳未満児			3歳児			4歳児以上					3歳児以上		
		各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分	中時間保育	長時間保育Ⅰ	長時間保育Ⅱ	中時間保育	長時間保育Ⅰ	長時間保育Ⅱ	中時間保育	長時間保育Ⅰ	長時間保育Ⅱ	階層区分	短時間保育幼稚園			
①	第10階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	第1階層	円			
②	第20階層	町民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	第2-1階層	0	ひとり親世帯等	【対象児童の範囲】 ■中・長時間Ⅱ利用児 ①57,700円未満世帯:年齢制限なし ②57,700円以上世帯:0~5歳児	
	第21階層		6,700	8,100	9,000	3,900	4,700	5,200	3,600	4,300	4,700	第2-2階層	3,000			
③	第30階層	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	3,900	4,600	5,050	2,200	2,600	2,800	2,100	2,400	2,600	第2-1階層	0	ひとり親世帯等	■短時間・幼稚園利用児 ③77,101円未満世帯:年齢制限なし ④77,101円以上世帯:3~8歳児 【軽減割合】 ①③ ・第1子:左記の保育料 ・第2子:左記の保育料の半額 ・第3子以上:左記の保育料を無料 ①③のひとり親世帯は、第2子以降:左記の保育料を無料 階層区分が町民税非課税世帯は、第2子以降:左記の保育料を無料 ②④ ・最も年齢が高い児童(生年月日の最も早い児童)左記の保育料 ・次に年齢が高い児童(次に生年月日の最も早い児童)左記の保育料の半額 ・次に年齢が高い児童(次に生年月日の最も早い児童)左記の保育料を無料	
	第31階層		8,400	10,000	11,100	5,300	6,300	7,100	4,900	5,800	6,400	第2-2階層	3,000			
	第32階層		24,000円未満	5,500	6,500	7,150	3,500	4,100	4,500	3,200	3,700	4,100	第3-1階層	3,000		ひとり親世帯等
	第33階層			11,600	13,800	15,300	8,100	9,600	10,700	7,400	8,800	9,700	第3-2階層			5,000
	第34階層		24,000円以上 36,000円未満	6,200	7,400	8,200	4,100	4,800	5,300	3,800	4,400	4,800				ひとり親世帯等
	第35階層			13,100	15,600	17,400	9,500	11,300	12,600	8,700	10,300	11,400				
	第36階層		36,000円以上 48,600円未満	6,800	8,100	9,000	4,600	5,400	6,000	4,300	5,000	5,500				ひとり親世帯等
	第37階層			14,800	17,500	19,500	10,900	12,900	14,400	10,000	11,800	13,100				
④-1	第40階層	町民税所得割金額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円以上 57,700円未満	6,800	8,100	9,000	4,600	5,400	6,000	4,300	5,000	5,500			ひとり親世帯等	
	第41階層		16,300	19,400	21,600	12,300	14,600	16,300	11,200	13,300	14,800					
	第42階層		57,700円以上 66,000円未満	6,800	8,100	9,000	4,600	5,400	6,000	4,300	5,000	5,500			ひとり親世帯等	
	第43階層		16,300	19,400	21,600	12,300	14,600	16,300	11,200	13,300	14,800					
④-2	第44階層	66,000円以上 77,101円未満	6,800	8,100	9,000	4,600	5,400	6,000	4,300	5,000	5,500			ひとり親世帯等		
	第45階層		18,000	21,300	23,700	13,700	16,200	18,100	12,500	14,800	16,400					
⑤	第46階層	77,101円以上 81,000円未満	18,000	21,300	23,700	13,700	16,200	18,100	12,500	14,800	16,400					
	第47階層		81,000円以上 97,000円未満	19,600	23,200	25,800	15,100	17,900	19,900	13,800	16,300	18,100				
⑥	第50階層	97,000円以上 115,000円未満	21,200	25,000	27,900	16,500	19,500	21,800	15,100	17,800	19,800	第4階層	5,000	給食費 3,500		
	第51階層		115,000円以上 133,000円未満	22,700	26,900	30,000	17,900	21,200	23,600	16,300	19,300					21,500
	第52階層		133,000円以上 151,000円未満	23,400	27,800	31,000	18,200	21,600	24,100	16,600	19,700					21,900
⑦	第53階層	151,000円以上169,000円未満	24,200	28,700	32,000	18,500	22,000	24,500	16,900	20,000	22,300					
	第60階層		169,000円以上202,000円未満	25,000	29,600	33,000	18,900	22,400	24,900	17,200	20,400	22,700				
	第61階層			202,000円以上235,000円未満	25,700	30,500	34,000	19,200	22,800	25,400	17,500	20,700	23,100			
第62階層	235,000円以上268,000円未満	26,400		31,400	35,000	19,500	23,200	25,800	17,800	21,100	23,500					
⑧	第63階層	268,000円以上301,000円未満	27,300	32,300	36,000	19,900	23,600	26,300	18,200	21,500	23,900					
	第70階層		301,000円以上397,000円未満	27,300	32,300	36,000	19,900	23,600	26,300	18,200	21,500	23,900				
⑧	第80階層	397,000円以上	27,300	32,300	36,000	19,900	23,600	26,300	18,200	21,500	23,900					

※1 お子さんの年齢は、該当年4月2日時点の年齢です。

※2 中・長時間の利用料については、保護者の町民税所得割合計額により階層区分を決定するものとし、

4~8月分は28年度分の町民税所得割額で、9~3月分は29年度の町民税所得割額により決定します。

※3 町民税所得割額を計算する場合、配当控除・外国税額控除・政党等寄付金、特別控除、住宅借入金等特別控除・電子証明書等特別控除は適用されません。

※4 中・長時間利用児の利用料減免については網掛けの欄をご参照ください。